

2019年ゴールデンウィーク前後の特定原産地証明書発給事務について
(大阪事務所からのご案内)

平成31年4月11日
日本商工会議所 大阪事務所

大阪事務所のEPA特定原産地証明書(第三者証明)に関わるゴールデンウィーク(GW)前後の業務は以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

<GW連休前に特定原産地証明書の交付が必要な場合>

4月19日(金): 判定依頼 受付最終日

4月24日(水): 発給申請 受付最終日

GW連休前に特定原産地証明書の交付(※)が必要な場合は、上記の期日までに、判定依頼、発給申請を行ってください。ただし、ご申請いただいた内容に不備があった場合等には、GW連休前の発給ができないことがあります。

受付最終日を過ぎた申請につきましては、GW連休明け5月7日(火)以降の証明書交付となりますので、予めご了承ください。

(※) 郵送での証明書交付の場合

当事務所からの発送は、発給システムの「事前振込連絡」画面入力完了および手数料の着金確認後となります(後日払いの場合は、発給システムの「後日請求郵送依頼」画面入力完了後)。GW連休期間中は郵便事情の悪化も予想されますので、時間に十分な余裕をもってお手続きください。

なお、発送後の配送状況については当方では回答いたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

4月26日(金)	17:00まで	GW連休前の交付業務
4月27日(土)	～ 5月6日(月)	お休み
5月7日(火)	9:00から	通常業務

<発給システム停止期間>

4月27日(土)～5月6日(月)までの間、発給システムを停止いたします。停止期間中、発給システムにはアクセスできません。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 大阪事務所
電話：06-6944-6216